（平成２４年９月５日報道資料抜粋）

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

１．今回のあっせん等の概要

（１）年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの　２ 件

国民年金関係　１ 件

厚生年金関係　１ 件

（２）年金記録の訂正を不要と判断したもの　２ 件

国民年金関係　１ 件

厚生年金関係　１ 件

石川国民年金　事案 474

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年４月から40年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和14年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和37年４月から40年３月まで

昭和36年４月から実家の父親がＡ町（現在は、Ｂ市）で国民年金保険料を納付してくれていたが、私が婚姻のためＣ市へ転居した際、Ｃ市で国民年金に係る住所の変更手続をしなかったため集金等が行われず、申立期間が未納となってしまった。40年頃、町内会長の勧めで保険料を遡って納付したはずなので、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金被保険者期間に保険料の未納は無く、申立人の夫も申立期間を含め国民年金被保険者期間に係る保険料を完納していることから、申立人及びその夫の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人が昭和40年頃に申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする記憶は詳細かつ具体的である上、申立人の夫も申立人と同様の供述をしているほか、申立人に保険料納付を勧めたとする人物は、当時の町内会長であったことがＣ市の広報等で確認できること、及び国民年金被保険者台帳によると、申立人が40年４月から再び現年度納付を開始していることが確認できることなど、申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人の記憶及びＡ町の国民年金被保険者名簿によると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したのは昭和40年５月頃と考えられ、この時期を基準とすると、申立期間の一部は、保険料納付の時効期限を経過しており、保険料を納付することはできないものの、申立人の記憶する

納付金額は、時効期限を経過していない38年４月から40年３月までの保険料額とおおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年４月から40年３月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

石川厚生年金　事案570

第１　委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和45年６月１日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については２万8,000円とすることが妥当である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和26年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和45年５月31日から同年６月１日まで

昭和45年４月１日にＡ社に入社し、同年６月１日に同社Ｂ工場から同社Ｃ工場へ異動した。

年金記録をみると、Ａ社Ｂ工場の資格喪失日が昭和45年５月31日となっているが、同年６月１日に異動しているので、記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の記録、Ｄ健康保険組合から提出された申立人の健康保険被保険者資格喪失届及びＡ社からの回答により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和45年６月１日にＢ工場からＣ工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人のＡ社Ｂ工場における資格喪失日は昭和45年５月31日となっているが、Ｄ健康保険組合から提出された健康保険被保険者資格喪失届により、事業主は、申立人の健康保険被保険者資格喪失日を同年６月１日として届け出たことが確認できる上、当該届出書には、「この届は五枚一組でⒶ、Ⓑ二枚は健康保険組合へ、Ⓒ三枚は都道府県保険課又は社会保険出張所へ提出すること。」と記載されていることから、健康保険及び厚生年金保険の資格喪失届は複写式の届出用紙であり、当該健康保険組合に提出されたものと同一のものを社会保険事務所に届け出て

いたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和45年６月１日に申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年４月のオンライン記録から、２万8,000円とすることが妥当である。

石川国民年金　事案 475

第１　委員会の結論

申立人の平成３年７月及び同年８月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 41 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成３年７月及び同年８月

平成３年７月 10 日に勤め先の病院を退職後、Ａ県Ｂ市Ｃ支所で国民年金の加入手続をした。

国民年金保険料は全て納付してきたはずなのに、申立期間の納付記録が無いのは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の国民年金被保険者資格取得日は平成３年９月８日とされており、Ｂ市の電算記録でも、申立人は、同日を資格取得日とする届出を同年９月 10 日に行っていることが確認できる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することは困難であったと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付場所、納付方法、納付金額等を覚えていない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

石川厚生年金　事案571（事案562の再申立て）

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和24年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和48年12月31日から49年１月１日まで

申立期間について、年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けたが納得できない。今回、Ａ社（現在は、Ｂ社）の当時の就業規則を新たに提出するので、再審議をしてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、昭和 48 年 12 月の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められるものの、当該給料支払明細書には労働日が同年 12 月 30 日までと記載されている上、Ｂ社から提出された申立人に係る退職金計算書の退社年月日及び申立人の雇用保険の離職日も同日となっており、申立人が申立期間において同社と雇用関係が継続していたことを確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 24 年４月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに際し、申立人は、新たな資料としてＡ社の当時の就業規則を提出し、当該就業規則では年末年始（12 月 31 日から１月３日まで）が休日とされていることから昭和 48 年 12 月 30 日に退職したものと扱われたと主張しているが、当該資料からは申立人が申立期間において同社と雇用関係が継続していた事実は確認できず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。